

改正後	改正前
<p><u>5-16-2</u> 将来に関する事項（以下「将来情報」という。）については、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、当該将来情報に関する経営者の認識や当該認識の前提となる事実、仮定及び推論過程に関する合理的な説明が記載されている場合のほか、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たうえで、その旨が、検討された事実、仮定及び推論過程とともに記載されている場合には、直ちに虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下5-16-2及び5-16-3において同じ。）の責任を負うものではないと考えられる。他方、経営者が、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、合理的な根拠に基づかず重要と認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。</p>	(新設)
<p><u>5-16-3</u> 開示府令第二号様式記載上の注意(2) dからfまでに規定する事項を記載する場合には、任意の追加的な情報（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の規定による公表において、提出会社又はその連結子会社が任意で行う追加的な情報公表の内容を含む。）を追記することに留意する。</p>	(新設)
<p><u>5-16-4</u> 開示府令第二号様式記載上の注意(30-2)に規定する「サステナビリティに関する考え方及び取組」又は同様式(5) iに規定する「コーポレート・ガバナンスの概要」を記載するに当たっては、同様式(30-2) aからcまで又は同様式(5) iに規定する事項に加え、当該事項を補完する詳細な情報について、提出会社が任意に公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる。</p> <p>また、参照先の書類に虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があっても、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合等当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券届出書の虚偽記載等になり得る場合を除き、直ちに有価証券届出書に係る虚偽記載等の責任を負うものではないことに留意する。</p>	(新設)
<p><u>5-16-5</u> 開示府令第二号様式記載上の注意(30-2)ただし書に規定する「記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合」には、例えば、同様式(30-2) c(b)に規定する「当該指標を用いた目標及び実績」として、同様式(29)に規定する管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異を同様式第二部第1の5「従業員の状況」において記載している場合が含まれることに留意する。</p>	(新設)